

令和5年11月2日

埼玉消費者被害をなくす会と株式会社リアルとの間で
差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会（以下「埼玉消費者被害をなくす会」という。）が、株式会社リアル（以下「リアル」という。）に対し、同社が運営するタレント・モデル養成を内容としたレッスンスクールの受講規約中の解約の時期を問わず、一律に入学金相当額を返金しない旨を定める条項は、リアルに生ずべき「平均的な損害の額」を超えるものであり、「平均的な損害の額」を超える部分については、消費者契約法第9条第1号^(※)に規定する消費者契約の条項に該当し無効であるとして、本件条項の使用差止又は修正を求めた事案である。

(※) 消費者契約法

（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

- 二 〔略〕

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

埼玉消費者被害をなくす会は、令和5年1月5日、リアルに対する申入れを開始し、同社により、本件条項の削除がなされたことを確認したものとして、令和5年5月8日、申入れを終了した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会（法人番号 1030005001873）

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社リアル（法人番号 1011001103855）

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03－3507－9165

URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html